

第 18 日目（3 月 19 日）

○議 長（塩川裕紀君） それでは、これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。

なお、特命副市長から欠席の届けが出ておりますので、ご報告いたします。また、新潟日報社より写真撮影、録音の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前 9 時 45 分〕

○議 長 本日の日程は、お手元に配付した議事日程（第 10 号）のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、第 11 号議案 令和 8 年度南魚沼市水道事業会計予算、日程第 2、第 13 号議案 令和 8 年度南魚沼市下水道事業会計予算、以上 2 件を一括議題といたします。

産業建設委員長・牧野晶君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○牧野産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会の審査報告をさせていただきます。

審査の状況をお話しますが、期日を令和 8 年 3 月 5 日、委員は 7 名全員出席であります。議長からも出席いただいております。執行部は、上下水道部長、水道課長、下水道課長の出席を求め、審査を行いました。

まず、第 11 号議案について質疑を話します。例年どおりの資料に基づいての説明がありました。資料等は皆さんのお手元にあると思いますけれども、サイドブックスに入っていると思いますが、その中の質疑で例年と違うと思ったのが、やはり長期金利のことです。市債に対しての金利が 2.45%になっているので、病院事業であったようなことも考えてもよいのではないのかという質疑がありました。答弁は、今後また研究するべきところではないのかという点だったと思います。その後、討論がありまして、賛成、反対ともに 1 名ずつ出まして、賛成多数により原案可決ということになりました。

第 13 号議案については、やはりこちらのほうも例年どおりの資料が出ました。質問のほうもいろいろな質問ありましたが、こちらのほうでもやはり長期金利についての質疑があり、それについて先ほどと似たような答弁があったと記憶しております。こちらのほうも討論は賛成、反対ともに 1 名ずつでやりまして、賛成多数で原案可決という結果になっております。

以上です。

○議 長 2 件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 11 号議案 令和 8 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

1 番・神保貴雄君。

○神保貴雄君 おはようございます。つばめの会を代表して、第 11 号議案に対し反対の立場で討論させていただきます。

今、南魚沼市の水道事業は、人口減少に伴う適切な施設規模を見極め、次世代に負の遺産を残さないための重要な選択を迫られております。選択肢は大きく 2 つ、一つは畔地浄水場の機能を更新し続けるという選択、もう一つは畔地浄水場の廃止を見据えた観点で、機能を最低限の更新、修繕にとどめ、新たな水源整備へと転換するという選択です。

本来であれば、このいずれかを明確に選び、速やかに実行すべき段階にあります。しかし、現状は浄水場の改良更新と新規水源整備が同時に進められており、方向性が定まらないまま投資だけが積み上がっている、言わば二重投資の状態となっております。その象徴が令和 8 年度の予算です。浄水場配水池施設改良工事に約 40 億円、石打水源施設整備に 15 億 6,000 万円、将来の方針が定まらないまま両方に大きな投資が行われている点は極めて問題のある状況だと考えます。

市が令和 7 年 3 月に示した水道事業経営戦略概要版によれば、有収水量は人口減少に伴い確実に減少し、令和 10 年には 1 万 4,860 立方メートル、令和 15 年には 1 万 3,860 立方メートルとされています。

しかし、畔地浄水場は一系のみ稼働でも 3 万 4,400 立方メートルの処理能力を有しており、将来需要に対して 2 倍以上と、明らかな過大な規模となっています。であるならば、将来的な廃止を前提とした方針へ転換し、予算に明確に反映させるべきです。この点についても、資料には畔地浄水場のダウンサイジングとして明記されていて、そこには現在の 1 日最大給水量は 2 万 2,899 立方メートルであり、畔地浄水場のフルの供給能力の 6 万 8,800 立方メートルを大きく下回っているとあります。その上で施設更新の考え方として、一系のみ更新するケース、将来的な水需要の減少も加味し、畔地浄水場を将来的に廃止するまで最低限の更新、修繕のみ行うケース、この 2 つが示されております。

さらに後者のケースにおいては、畔地浄水場を廃止する場合に必要な水源整備量も示されています。つまり畔地浄水場の廃止は現実的な選択肢であり、必要な水源量も具体的に示されている段階にあります。さらに同資料には、畔地浄水場一系のみ更新した場合と、最低限の更新、修繕にとどめた場合の 50 年間の試算も示されております。一系のみ更新した場合は 50 年間で約 268 億円かかる。そして最低限の更新、修繕にとどめた場合は 68 億円で済む。その差は 200 億円を超えます。これは約 4 倍となります。この 200 億円は将来世代への負担そのものであります。人口減少が確実な中で、この規模の投資を維持し続けるのか、それとも現実に合わせて見直すのか、今判断すべきときに来ています。

そして新たな水源整備はもちろん必要で、過大な処理能力を持つ浄水場を維持し続けるよりも、小規模な水源を分散して確保するほうが災害時のリスク分散の観点からも合理的です。これから整備が進む石打以外にも藪神、田崎、畔地、天野沢、上田といった水源が既に整備

されております。その上で今求められているのは、方向性の明確化です。委員会での議論においても、畔地浄水場の将来的な廃止を含めた明確な方針は示されず、浄水場の更新と水源整備が並行して進められている状況が続いております。

畔地浄水場を将来的に廃止するのであれば、その覚悟を明確に示すべきです。併せて人口減少と水需要の推計を踏まえ、いつまでに廃止するのか。そしてそのために新たな水源を幾つ確保するのかという具体的なロードマップを示し、今こそ畔地浄水場の廃止を見据えた最低限の更新、修繕という選択へかじを取るべきです。次世代の子供たち、そして孫たちにこの負の遺産を残してはなりません。その思いはこの議場にいる全ての人に共通するものだと私は信じております。

以上の理由により、第 11 号議案 令和 8 年度南魚沼市水道事業会計予算に反対いたします。以上です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番・山田勝君。

○山田 勝君 おはようございます。第 11 号議案 令和 8 年度南魚沼市水道事業会計予算につきまして、賛成の立場から討論いたします。

本市の水道料金が県内でも高い水準であることは事実であり、市民負担につながる議論があることは十分理解しております。しかしながら、水道事業は市民の命と暮らしを支える重要な社会基盤であり、老朽化する施設の更新や維持管理、さらには人口減少による収入減少などを踏まえれば、将来にわたり安定した事業の運営を維持していくことが何よりも重要と考えております。

また、いろいろな基本財源や補助金を用いて一時的に料金を制御するという考え方もありますが、恒久的ではない財源に依存することは、長期的な事業運営の観点からも慎重であるべきだと考えております。水道は市民生活を支える基盤ではありますが、その維持はあくまで持続の可能性を前提とするべきものであり、この分野において将来への期待を託すことは本質的に異なるものではないかと考えております。

そして他自治体との比較においても、その料金背景には財政構造や事業体系の違いがあり、単純な比較だけで判断することは適切なものではないと考えております。本市は本市の条件の中で、持続可能な水道事業の運営に努めているものだと受け止めています。水道を将来にわたり安定して守っていくためにも本議案は必要な判断であると考え、賛成するものであります。

皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

13 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 11 号議案 令和 8 年度南魚沼市水道事業会計予算について、日本共産党議員団を代表して、反対の立場で討論に参加します。

物価高騰が続く下で県内の各自治体で水道料金の引上げが実施される中、令和 5 年の水道

給水条例の一部改正が行われて以降、料金の値上げが話題になっていない。この点については評価いたします。しかし、条例改正によってこれまで求めてきた口径別の料金体系へ移行したものの、口径別の基本料金はあまりにも高額過ぎます。使用料が 10 立方メートル以下の利用者への恩恵は僅かしかありません。近隣市町並みに 13 ミリメートル口径の基本料金については、10 立方メートル使用した料金の半額程度に設定すべきだと考えます。そうしなければ、口径別の料金体系を採用したメリットを市民の皆さんが感じることはできません。

条例改正によって福祉減免制度が廃止され、改定前に福祉減免制度が適用されていた皆さんは料金が上がりました。これでは高い水道料金の引下げを求める市民の声に応えた改定とは到底言えません。収まる気配の見えない物価高騰に苦しむ市民の皆さんの暮らしを考えれば福祉減免制度を復活すべきです。

私は市議会議員になって以降、一貫して水道料金の引下げを求めてきました。多くの市民が関心と期待を寄せている市政の重要課題であります。水道は市民の暮らしと命を守る重要な事業です。家計を圧迫するものであってはならないと考えます。条例改正の中で今後の見通も示唆されていましたが、今後さらなる水道料金の引下げにつながるよう求めて、令和 8 年度南魚沼市水道事業会計予算への反対討論といたします。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 11 号議案 令和 8 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 11 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 長 第 13 号議案 令和 8 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、第 13 号議案 令和 8 年度南魚沼市下水道事業会計予算について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論を行います。

南魚沼市は下水道の使用料も県内トップクラスです。上水道と合わせると市民には大変な負担になっています。令和元年度から企業会計に移行し、経営内容が明らかになっていますが、補助金、繰入金頼みの苦しい経営内容になっています。営業収益である下水道使用料収

入が 10 億 8,000 万円に対して、営業費用が 28 億 2,586 万円と 3 倍近くになっており、国の基準の見直しによって繰入金などが変更になったり、市の財政状況によって一般会計繰入金が減額されれば直ちに赤字に転落してしまいます。

また、資産に対して資本金がごく僅かしかない点も問題です。これは他会計からの出資金や利益剰余金の資本への繰入れがない限りは増えないので、事態は大きく変わっていません。令和 9 年 3 月末の予定は 39 億 1,002 万円となっていますが、それでも資産が 486 億円に対しては少なく、資本金が 130 億円近い水道事業に比べても極端に低い金額です。また、期末資金残高の予定も 3 億 7,530 万円となっていて、資金繰りも大変厳しいものと思われます。

さらに固定資産の中には、農業集落排水処理施設が含まれています。全て流域へのつなぎ込みが完了し不用な施設となります。有効な活用方法がないまま遊休施設を抱えていかなければなりません。これも財政の足かせになります。

そして水道事業では、令和 5 年から不十分ながらも口径別料金体系に移行し、基本料金に使用量に応じた料金を加算する料金体系になりました。使用料の少ない経済的に大変な方々を救済するためにも、基本料金を安くし、使用量に応じた加算を行う料金体系の採用を求め、下水道事業会計への反対討論といたします。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15 番・今井久美君。

○今井久美君 令和 8 年度南魚沼市下水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。

我々の市民生活に不可欠な下水道事業であります。大和处理区における県流域下水道統合計画を進めるなど効率化を積極的に進め、努力が認められる。今後も国の進める広域化に一早く順応し、安定経営に努められるよう希望して賛成といたします。

本日、冒頭、市長より下水道料金の未徴収のおわびがあり、誠に残念です。大変だと思いますが、料金の徴収に頑張ってください。

以上。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

5 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 皆さん、おはようございます。第 13 号議案 令和 8 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対して、つばめの会を代表して反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど賛成討論者は、広域化に係る統合が効率化に結びつくというふうな断言をされておりましたが、私はそこに対して疑問を呈したいと思っております。県内でも 5 番目に高い水道料金ですが、令和 11 年度、料金改定の検討がなされるとのことです。何としてもこれ以上の値上げにはならないよう、私たち議員は全力で過剰投資にならないようチェックしなければなりません。

令和 7 年 3 月に改定された南魚沼市下水道経営戦略どおりに今回の令和 8 年度の予算がなっているのでしょうか。これを分析した結果、私は残念ながら今後過大投資になるというリス

クを抱えていると思い、反対させていただきます。この戦略によれば、令和9年度に大和クリーンセンターを廃止し、県の広域施設に統合することを目標にしていたましたが、不明水が多過ぎるとのことから令和15年度まで延ばすことになりました。令和15年度までに不明水を減らすことを目標にし、マンホール蓋の交換作業に取りかかっていますが、戦略によれば、令和8年度、マンホール蓋の交換には1億4,000万円かかると予定されておりますが、令和8年度の予算案には2億円になっています。ここで既に6,000万円オーバーということになっております。

これは令和7年度に本来1億6,000万円かける予定だったのが、かからなかったという部長からの説明はありましたが、それは決算になってみないとまだこの額は確定ではない。だから、令和7年度の決算を見てからでないと、いまだにまだこれは分かりません。本当に1億6,000万円の半分だったらこれは分かる。まだ分からない状況なので、この2億円という額が本当にどれくらいの過大投資になっているかどうかというのは、今の時点では判断はできない状態になっています。

そもそも県の広域施設に統合したほうが30年間を見据えた場合、年間1,200万円の経費削減ができるとの試算が出たとありますが、マンホール交換だけで既に数千万円の過剰投資になっているとしたら、その1,200万円の経費削減というのもなくなってしまうリスクがあります。戦略には、令和7年度から令和15年度まで不明水対策を計画どおり実施した場合、負担金を総額4,000万円削減できると予測しますとありますが、マンホール蓋の更新に費用をかけてはこの文章もなかなか説得力を持ちません。

そもそもなぜマンホール蓋を交換するのでしょうか。広域化するほうが経費削減と言いますが、この戦略は実に興味深い点がございます。大和クリーンセンターは令和9年度を目標に廃止する計画でした。つまり令和9年度には耐用年数を超えて、それ以上維持するには恐らく多大な維持管理費がかかるだろうと私は思うのですが、この戦略を見る限り、令和9年度以降大和クリーンセンターの修繕・維持費はそこまで大きく出ておりません。というか、修繕・維持費は逆に下がっております。だから大和クリーンセンターはそもそも令和9年度以降も使えたのではないかと、この戦略を見る限りはそう思ってしまう。

大和クリーンセンターはそもそも令和15年度以降、除却されるというような前提だったと私は思うのですが、除却をされないらしいです。大和クリーンセンターの維持はされます。令和15年度以降もクリーンセンターの維持費はかかり続けるのだけれども、その維持費の分は計算されずに、この30年間のシミュレーションはつくられている。つまり広域化したほうが1,200万円が毎年削減になりますと言っているのだけれども、大和クリーンセンターの今後かかるだろう維持管理費はそこに入っているかどうかさえ分からない。

マンホール蓋を交換します。マンホール蓋には1億5,000万円かけます。その1億5,000万円を通常より多くかけていって、では不明水が減っていく分の経費削減分がどれくらいの計算になるのかも私には分かりませんし、令和15年度までに不明水をこれくらいの量にするという不明水の目標値はあるのですけれども、そもそもその目標値に達成したから必ず広域

化ができるというわけではない。県から絶対にそこまでしてくれと言われているわけではない。

なので、目標を達成できなかったとしても広域化はできる。広域化できたところで、では一体、広域化できた経費削減分はどこに行くのか。それは県が負担する。県の補助金がより多く出るから、市の財政はもしかしたら圧迫されないかもしれないけれども、新潟県民にそれが跳ね返るだけです。南魚沼市民も含まれた新潟県民に含まれているだけです。なかなか戦略を見る限りでは、私は賛成討論者が申したような効率化に結びつくというふうな確信は残念ながら得られませんでした。

この広域化事業、5年で30億円かかります。職員も増やします。果たしてその30億円から40億円、県の負担金が5億円から10億円かかりますので、果たして本当にそれだけの価値がある広域化なのかどうか、しっかり見極めた上で私たちは賛成か反対かを決めなければいけないと思い、今回反対の立場で討論に参加してきました。将来、子供たちに今以上の負担、今以上の下水料金を負わせたくないという思いでの反対討論でございます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第13号議案 令和8年度南魚沼市下水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 日程第3、第8号議案 令和8年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第4、第9号議案 令和8年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、第10号議案 令和8年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第6、第12号議案 令和8年度南魚沼市病院事業会計予算、以上4件を一括議題といたします。4件について社会厚生委員長・田中せつ子君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○田中社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会に付託されました4議案について報告いたします。

日時は令和8年3月4日、出席委員数は7名全員です。議長からも出席していただきました。執行部の出席を求め審査を行いました。4議案ありますので少々長くなりますが、よろしくお願いします。

まず、第8号議案 令和8年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算を議題とし、市民生活部長から資料に基づき、健全財政の維持について、国民健康保険税収納率向上対策の推進について、保険給付適正化と医療費の適正化の推進について、特定健康診査・特定保健指導の推進について、人間ドック助成事業について概要説明がありました。

次に、令和8年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算案についても説明がありました。

まず、(1) 予算編成方針では、新潟県が推計した保険給付費は、国民健康保険事業費納付金を参考に見積もっている。歳入の国民健康保険税で令和8年度から新たに始まる子ども・子育て支援金制度も想定し、税率の引下げを行った。

(2) 被保険者数の推計については新潟県の推計値をそのまま使っている。国民健康保険加入世帯数は市の世帯数の変化と比べて減っていて、被保険者数の総数についても減っている。加入率は世帯として30%くらいで少しずつ下がっており、人口に対する加入率も20%を割っているのが全体の傾向である。

(3) 主な国の制度改正について。1つ目は、子ども・子育て支援金について。

2つ目は、国民健康保険税の課税限度額の引上げについてであります。これは世帯ごとに基礎分、後期分、介護分とそれぞれ分かれているが、上限を決めて、所得のたくさんある人でも青天井にしないという制度。ほぼ毎年のように上限が少しずつ上がっており、これを上げることで中間所得者層の負担を過剰にしないという効果がある。

3つ目は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置として、7割軽減、5割軽減、2割軽減とあるが、この判定に用いる所得基準額の変更。これは、課税限度額を引き上げたときに調整しないとバランスが悪くなるために変更するということで、これはセットになる。

4つ目は、食事、療養、標準負担額や生活療養標準負担額の見直しなどが、入院時の費用の増額に伴って引き上げられるといった制度変更である。

5つ目は、高額療養費自己負担限度額の見直しについて、令和8年8月から段階的に引き上げることになっている。今回は長期療養患者への配慮をしながら、所得区分の段階は細分化して引き上げる。

(4) 令和7年度決算見込みの状況である。国民健康保険税収入については、令和6年度に被保険者数、課税所得が減少し、令和7年度当初に税率を上げたが、給与所得や農業所得が伸びた結果、予算を上回る収入になったため、令和7年12月定例会で増額補正を行い、今定例会でも基金へ積み立てるという補正をした。

保険給付費についての全体傾向は、被保険者が減っているので減少傾向になるが、一方で1人当たりの医療費は高齢化や医療の高度化で増えているのが現状である。調剤費用の推移では、過去に比べて低めに動いている。薬科のマイナス改定、後発医療医薬品のシェアが順調に増えていることが影響していると思っている。

支払準備基金については、令和6年度に基金を7,800万円取り崩したが、当初見込んでいた所得や税収に届かず、年度内に税収が不足する見込みがあったため補正した。そして令和6年度末に基金残高が8,300万円ほどになり、令和7年度に税率を上げた。しかし、令和7

年度見込みでは税収が伸びたことにより、むしろ積み立てることができて、令和7年度末には3億円を超える残高になるという予測になっている。

令和8年度の大きな仕組みとしては、歳出の保険給付費であるが、令和8年度予算額36億円とあるのは、新潟県の見込みになる。県支出金が36億6,000万円あり、保険給付費に充てるための県支出金である。歳出の国民健康保険事業費給付金13億円を市から新潟県に支払うことにより、新潟県では国の財源、そしてその他の保険者の財源などを市が支払った金額に加えて36億円を支出金として支払ってくれるので、36億円についての心配はしなくてよい。心配しなければいけないのは、歳出の国民健康保険事業費納付金を確実に納付する金額を集めなければならないことである。

一般会計に国県の負担金として、低所得者の軽減分などが算定によって国からくる、それを一般会計から繰り出して、国民健康保険特別会計としては繰り入れる。これをもって歳出の国庫事業費納付金を払う。そのために国民健康保険税をどれだけ徴収したらよいかという見込み方となっている。36億円の保険給付費は医療費が上がっており、令和8年度も診療報酬が上がり、令和9年度も上がる。そういったことで医療費そのものはどんどん上がっている。そうすると医療費が上がったことを実績として翌年、あるいはその翌年に国保事業費納付金が上がってくる。その納付金が上がってくることに対応した国民健康保険税を徴収しなくてはならなくなるという繰り返しになっているのでご理解いただきたい、という説明でありました。

次に、市民課長より事項別明細に基づき説明がありました。その後に質疑が行いましたので、一部を紹介いたします。特定健康診査等事業費が815万円増という話があった。そのほかにもゆきぐに健友館AⅠが令和8年4月にオープンすることに伴って増になったというような説明が何度かあったということは、ゆきぐに健友館AⅠは割高になっているのか、個人負担は上がるのかという質疑について、今まで健診単価は施設健診と六日町地域、塩沢地域で主に行っていた健診車による健診による二本立てであった。ゆきぐに健友館AⅠができたことによる施設健診分は、現在直接ゆきぐに健友館AⅠと契約しているわけではなく、健康づくり財団と契約しており、そこに基づく単価で支払っている。令和8年度は診療報酬単価が上がる見込みであるため、健康づくり財団の契約単価も上がる可能性はあるが、ゆきぐに健友館AⅠができたことによる単価増額ということではない。個人負担分は令和8年度に上げる予定はないという答弁でした。

もう一点の質疑は、国民健康保険税で農業所得などが相当増えて払い過ぎた状態になるのではないかという気がする。農家の人がどれくらいいて、どのくらいの保険料になるということまで把握しているのかという質疑に対して、令和7年度分の農業所得の伸びなどが予想されていたので、農業所得、事業所得などの今後の伸びを考えて計算している。令和6年度課税で確定した数字だが、農業所得で国民健康保険税が出ている人は1,378人ということで、国民健康保険税に占める農業所得の割合だが、非常に少ない。給与所得が約半分程度、その次に多いのが年金所得などになっており、農業所得は令和6年度課税で約2.3%程度という

ことで非常に少ないのが、年度によって大きく伸びる年もあるという答弁でありました。

活発な質疑の後に、討論を行いました。反対討論 1 人、賛成討論 1 人でありました。その後に採決を行った結果は、起立多数でありました。よって、第 8 号議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、第 9 号議案 令和 8 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、市民生活部長より概要について第 9 号議案資料に基づき説明がありました。

後期高齢者医療について、市は保険者ではないので、新潟県後期高齢者医療広域連合が保険者として行っている。直接市から保険給付を行うものではなく、歳入ではほとんどが保険料、歳出では新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金として納めるという、トンネルのような会計になっていることが全体の一番大きなところになるので理解願いたい。

後期高齢者については団塊の世代が移行し、人数そのものも相当増えているので、1 人当たりも上がっており、全体も上がっている傾向にある。保険給付費の計は 1 人当たり令和 7 年度が 73 万 5,000 円の見込みとなっている。令和 8 年度の新潟県後期高齢者医療広域連合の推計値は 76 万 2,900 円になっており、令和 8 年度は診療報酬が改定されることにより上がる見込みになっている。令和 8 年度の 1 人当たり保険給付費は新潟県後期高齢者医療広域連合の推計値で、令和 7 年度決算見込みよりもさらに 3.8% 増と見ている。

増額の最大の要因は被保険者数の増と医療費の増となっている。被保険者の状況は令和 7 年度まで団塊の世代の全員が後期高齢者に移行した。そのため、今後の増加率は緩くなっていくが、今の前期高齢者の後期高齢者への移行と亡くなる人との数のバランスでしばらく高い状況が続くと見込まれている。こうした中で、令和 8 年度は保険料の改定年となった。これは 2 年に一度の改定である。執行予算への影響としては、市の予算規模も大きくなり、前年度比で 20.8% の増となっている。

次に、市民課長より、第 9 号議案 令和 8 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入・歳出、予算・事項別明細に基づき説明がありました。その後、質疑を行いましたので、一部紹介いたします。

被保険者数、年度平均については、大体何年頃が一番多くなるのかという質疑について、今ほぼピークだが、もう少し平らな接点が続く状況で、確か令和 12 年度前後の頃がピークの中のピークで、高い状況がしばらく続くと記憶しているという答弁でした。

もう一点、歳入の被保険者の保険料については全年度と比べて約 1 億 4,000 万円の増となっている。これからも被保険者の増加に伴って上がっていくのか。保険料を上げるとともに一般会計から繰入れをしていくのかという質疑に対して、今回は令和 8 年度、令和 9 年度分ということで上がっているが、次の令和 10 年度、令和 11 年度も上がるというアナウンスがされていた。全体の医療費の増と令和 8 年度と令和 9 年度の診療報酬の改定の分が示されているので、その分が確実に上がってくると見込む。一般会計から繰り入れるものは、一般会計にも新潟県から負担金として 4 分の 3 が入っている。4 分の 1 は市から出ているが、その 4 分の 1 についても金額が普通交付税の参入項目になっている。これは普通交付税であり、

補助金とは違うので、全部入ってくるというわけではないが、普通交付金に参入されている項目が全額であるということだけは伝えておきたいという答弁でした。

質疑の後に、討論を行いました。反対討論と賛成討論はそれぞれ1人ずつでした。その後採決を行った結果、起立多数。よって、第9号議案 令和8年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案 令和8年度南魚沼市介護保険特別会計予算を議題とし、福祉保健部長より議案資料に基づき概要について説明がありました。介護保険事業の現状と課題である。施設整備状況については、認知症対応型共同生活介護は令和6年12月に公募を行った後に、地域密着型サービス運営委員会にて社会福祉法人若葉会を選定し、令和7年度に9床を新設する建築工事の開始に向けて準備を進めて、令和8年6月の供用開始を予定している。

現状と課題について、要介護認定者は令和4年度から減少傾向にあり、現在は横ばいの状況である。受給者も減少傾向だが、引き続き介護予防、重度化予防、及び認知症への対応に取り組む必要がある。全国的に介護人材が不足している中で、市としても資格取得のための研修費の助成や、令和8年度からは介護人材確保定着支援事業を開始し、市内の介護現場に関わる人材確保を継続していきたいと考えている。

また、令和6年度から開始している介護施設大規模改修緊急5か年事業については3年目となるが、要件を拡大して建築から20年という要件を満たさない介護施設でも、国・県の補助金を受けることができない施設に対して、施設の老朽化等に対する改修費の一部を補助する事業を始めたいと考えている。

特別養護老人ホーム待機者の令和8年1月の状況では、175人の待機者となっている。前年の同時期から27人の減少である。新たに入所する人はここ数年で年間150人前後となっており、平均的な待機期間は1年程度になっている。市外の施設に入所する人も一定数いるので、入所可能な施設の確保を継続して続けていきたい。

南魚沼市地域包括支援センターの外部委託化について説明がありました。地域包括支援センターは、法律上は市の事業である地域支援事業を行う機関で、市町村で設置することとされているが、市町村が示す方針を適正・公正・中立かつ効率的に実施できる医療法人や社会福祉法人などに委託することも可能となっている。

直営での地域包括支援センターの運営が厳しくなった要因の一つに、専門職の確保が非常に困難であることなどがある。地域包括支援センターの委託化の可能性を探るべく、令和5年度から令和6年度にかけて市内の複数の社会福祉法人や医療法人に委託化に向けた状況を聞かせてもらったが、人材不足や3職種の確保が難しいなど様々なことからよい返事がもらえなかった。

そういった時期に南魚沼市病院事業では、地域包括ケア病棟の拡充、訪問介護事業所や大和地域包括医療センターの開設など医療再編の動きがある。南魚沼市病院事業で設置している居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターに設置が必要な専門職を雇用する環境が既にあった。これらを総合的に見て、令和6年11月の大和地域包括医療センターの開設から地

域包括支援センターの委託化について協議を開始した。委託先として市町村が示す方針を適正・公正・中立かつ効果的に実施できるものと考え、このたび協議が整い、令和8年1月30日に開設された南魚沼地域包括支援センター運営協議会にて承認を受けたことが説明されました。

介護高齢課長からは南魚沼市地域包括支援センターの外部委託について、大和地域包括支援センターを令和8年3月31日で廃止し、令和8年4月からは新たに委託型センターとして大和地域包括ステーションの名称で開設するとの詳細説明と歳入・歳出、予算・事項別明細に基づき説明がありました。その後に質疑を行いましたので、活発な質疑から1点だけ紹介します。

第9期計画での施設整備状況計画で、認知症グループホームの定員を9人増やすが、認知症グループホームの人数は今後上昇していく傾向にあるかという質疑に対して、令和7年度の認知症グループホームの公募の際に事業所に待機がどれくらいいるかという調査をしている。そのときは15人までいなかったように思う。ここで9床増床になるので、それでほぼ賄えるのではないかと考えている。

質疑の後に討論を行いました。反対討論、賛成討論は1人ずつでした。その後、採決を行った結果は起立多数。よって、第10号議案 令和8年度南魚沼市介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第12号議案 令和8年度南魚沼市病院事業会計について審議しました。まず、病院事業管理者から令和8年度当初予算に至るまでの流れと組織改正等について説明されました。

次に、経営管理部長より南魚沼市病院事業会計予算並びに予算に関する説明書に基づき説明がありました。その後に質疑を行いました。その中の質疑を一つ紹介します。

市民病院事業費用の給与費である。前年度と比べて6億2,000万円の増になっているが、その理由について聞かせてもらいたいという質疑に対して、市民病院ではゆきぐに健友館AⅠのメンバーが数十人来るし、その他の職員、医師をはじめ増えているので、労働集約型の産業である限りやむを得ないと思っている。ただ、市民病院の人件費割合はずっと増えているが、令和8年度においては60%台、前までは78%くらいだった。全体の収益も増えている関係上、割合としては穏当な割合になっていると思っている。大和地域包括医療センターは、9割以上の人件費割合になっており、それは今後の課題になると思う。6億円増えたとしても、収益が増えている関係で大丈夫ではないかと思っているという答弁でありました。

次に討論を行いました。討論はありませんでした。採決を行い、第12号議案 令和8年度南魚沼市病院事業会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、社会厚生委員会の報告を終わります。

○議 長 4件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議長 長 第8号議案 令和8年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表し、第8号議案に反対の立場で討論に参加します。

令和8年度、保険税率の引下げが実施できたことについては、大いに評価いたします。しかし、残念ながら令和8年度から導入される子ども・子育て支援金分が国民健康保険税に上乗せされる予算となっています。これは看過できません。子育て支援の事業は、本来国の責任において国家予算で行われるべきものであって、子ども・子育て支援金として各種保険料に上乗せして徴収すべきものではありません。間違っていると指摘しなければなりません。

令和8年度の政府予算案は、他国の子供の命を奪うかもしれない長距離ミサイルなどを爆買いし、防衛費は3.8%増の9兆円を超え、軍拡増税も新年度から始まります。大軍拡を止めて年金、医療、介護など社会保障の充実、子ども・子育て支援のための予算をしっかりと保持すべきであります。このことを地方議会からもしっかりと声を上げるべきだと思います。

そもそも国民健康保険税は、協会けんぽの加入者に比べ、同じ所得であっても2倍にも及ぶ大幅な負担になっている保険制度です。社会保障の制度として国の責任で大幅に引下げを行うべきものです。全国知事会などは、1兆円規模の公的負担増で協会けんぽ並みに引き下げを求めています。今回の税率改定によって若干の負担軽減となりましたが、これは前回の改定で増え過ぎてしまったものが是正されたに過ぎません。今後、国民健康保険税率の都道府県一本化により、さらに深刻になっていくことが懸念されていることを指摘しておきたいと思います。

国民健康保険税については、子供の均等割についても指摘しないわけにはいきません。均等割は子供が生まれると増税され負担増になるというもので、安心して子供を生み育てる環境の整備とは相入れない仕組みであり、日本共産党は均等割の廃止を求めてまいりました。国はようやく未就学児の均等割の5割を軽減する制度を実施するようになりましたが、子供が多いほど負担が重くなるということに変わりはありません。

県内には均等割の補助率を上げる、対象年齢を広げるなどの独自支援を行う自治体も生まれています。当市でも若者が帰ってこられる、住み続けられる南魚沼市を目指すのであれば、国の制度の5割軽減にとどめるのではなく、軽減率の拡大や対象年齢の拡大など、市独自の子育て支援に力を入れるとともに、国に対しても均等割制度の廃止や軽減制度の拡充を求めていくことが必要であることも指摘して、反対討論といたします。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番・笠原大輔君。

○笠原大輔君 それでは、第8号議案 令和8年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に

について、賛成の立場で南魚みらいクラブを代表し討論に参加いたします。

国民健康保険事業につきましては、令和8年度から新たに子ども・子育て支援金制度が始まることとなりますが、その一方で基礎分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率等が引き下げられております。新たな制度負担が生じる中でも、被保険者の負担軽減に配慮した内容となっている点は評価できるものであります。

また、子ども・子育て支援金分についても、18歳未満の子供に係る均等割額は全額軽減されることとなっており、子育て世帯への配慮も伺えるところでございます。

さらに歳出においては、保険事業費が5,887万9,000円で、前年度比673万6,000円の増となっております。その中でも特定健康診査等事業費の増額、予防や健康づくりを重視した内容となっている点も評価するところでございます。

国民健康保険は、市民の命と健康を支える重要な制度であります。本予算は新たな制度改正に対応しつつ、被保険者負担の軽減に配慮し、併せて保険事業の充実も図るものとして賛成するものであります。議員の皆様のご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

以上です。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第8号議案 令和8年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に、つばめの会を代表して賛成の立場で討論に参加させていただきます。

先ほどの賛成討論者と結構似ている部分があるのでそこは割愛させてもらって、反対者に対して、私たちは市議会議員であり、南魚沼市民に選ばれた議員であるからこそ、国のミサイルとか防衛費の話をするのではなく、この予算案が私たちを選んでくれた人たちにどういう影響を与えるかを審議する場だと私は思っています。

今現在、市政に関心がある割合も減っており、市議会議員選挙、市長選挙の投票率も減っている中で、私たちはどうすれば市民の人たちにより多くの関心を持ってもらえるかを考えたときに、この予算の中がどう市民や市政に影響するかを考えたとき、私はいろいろ言いたいことはあるけれども、反対するまでにはならなかった。

そして反対討論者は、一般会計予算は1項目以外全て賛成されたわけです。その賛成項目の中には国民健康保険への4億6,000万円の繰出金もあるわけです。国民健康保険の一般会計繰入金4億6,000万円は前年度より5,000万円アップです。この部分には賛成されていて、国民健康保険は国のことを持ち出して反対されるというのは、私はそういった——本当に申し訳ないのですけれども、やはり私としては南魚沼市民を見てこの議会に在るべきだと思うし、市民の生活をどうすればよくなるかを考えてやるべきだと思うので、この3日間で行っていることが変わっているように見えなくもないということは、私はできるだけ避けるべきだと思う、賛成の立場で討論に参加させてもらいました。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第8号議案 令和8年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 第9号議案 令和8年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表し、第9号議案 令和8年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に、反対の立場で討論に参加します。

後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつける悪法です。2008年度の制度導入以来、8回にわたり保険料が値上げされ、高齢者の生活を圧迫する大きな要因となっています。しかも子ども・子育て支援金分が上乗せされています。認められません。

75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担は原則1割、現役並み所得者3割とされてきましたが、令和4年、単身で年収200万円以上の人などの窓口負担を2割に引き上げる改悪が強行され、令和7年9月には配慮措置の期限も終了となりました。深刻な受診抑制が起こっています。早期発見、早期治療の原則から見ても、受診抑制をさせない手だてを取るべきです。

後期高齢者医療制度、これまで66万円だった保険料の年間上限額が令和6年度には73万円に、令和7年度は80万円に引き上げられ、2025年度は年金所得が153万円を超えただけで引上げの対象となり、全体の4割が負担増となっています。病気にかかりやすく治療に時間がかかる高齢者の窓口負担は、現役世代より低くしてこそ世代間の負担の公平を図ることができます。不公平を拡大し、高齢者の命と健康を脅かすだけの制度改悪はやめるべきです。

後期高齢者医療制度は国の制度であります。しかし、この制度が南魚沼市の高齢者の暮らしを壊し、健康に生きたいという願いに背を向けるものとなっている。このことが、ひいては若い世代に対しても負の影響を与えることになるのは確かです。それを考えれば賛成の立場に立つわけにはいきません。後期高齢者医療制度が高齢者のみならず、市民全体にとってもいかに負担を強いる制度であるのかを告発し、反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 9 号議案 令和 8 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 9 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 10 分といたします。

〔午前 10 時 53 分〕

○議 長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 11 時 08 分〕

○議 長 第 10 号議案 令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第 10 号議案 令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

令和 8 年度は第 9 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の最終年に当たります。介護現場の人材不足は引き続き深刻です。介護人材確保緊急 5 か年事業が終了し、新たに介護人材確保・定着支援等事業として引き続き実施されます。介護事業所への新規就労、移住・定住、カムバック就労者への支援金などが継続、拡充されることは重要であり大いに評価するものです。介護保険制度の中ではできない部分を、市の一般会計から繰り出して実施するものです。限界があることと制度設計そのものの見直しが必要であることを指摘しなければなりません。

介護の深刻な人材不足や事業所の廃業、倒産の根本には低過ぎる介護報酬とその連続削減があります。危機を打開するには介護職の賃金、労働条件の抜本的な改善と事業所の経営を安定させるための介護報酬の引上げ、公的支援が必要です。

国は定期改定を待たずに引上げ改定を決めましたが、極めて不十分です。現行の介護保険制度では、職員の処遇改善や給付の充実をすると保険料、利用料の負担増に跳ね返るという問題が生じています。この矛盾を解決するには、介護保険財政に投入する公費負担を増やすしかありません。

現行の介護保険は公費として国庫負担 25%、都道府県と市町村で 25%を負担、残りの 50%

が保険料で運営されています。日本共産党は、介護保険の公費負担割合を 50%から 60%に引き上げを求めています。これは今、介護の再生を求める広範な有識者や団体、個人の一致した要求となっています。かつては自民党、公明党も介護保険を持続可能にするための政策として、公費負担割合の 6 割への引上げを国政選挙の公約に掲げていました。ぜひそれを実施していただきたいと思います。

介護保険制度は国の制度であり、一自治体の力には限界があります。しかし、この制度の下で事業を執行するのは自治体であり、南魚沼市です。その議会としては、国の制度の下、住民負担も、市独自の繰り出しも、増加を続ける南魚沼市介護保険特別会計をそのまま認めることはできないとの立場から、この制度の改善を求めていく責任があることを自覚し、反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番・野口勉悠君。

○野口勉悠君 それでは、第 10 号議案 令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、新生歩む会を代表して、賛成の立場にて討論に参加いたします。

令和 8 年度の介護保険特別会計予算は 73 億 6,000 万円ですが、こちらの予算を見たときに、市民に寄り添った、市民のことを思い、考えて組まれていることが伝わる予算だと率直に感じました。

施政方針資料にあります。心豊かに元気で暮らし、地域ぐるみで支えあうまちを基本理念とし、住まい、医療、介護予防、生活支援を一体的に取り組む地域包括ケアシステムへ、これら保険給付費の介護予防サービス等諸費、特定入所介護サービス費と、また、地域支援事業費の一般介護予防事業費が昨年の予算より上がっていることから、これらのケアシステムへ取り組む姿勢と、また、介護サービスがしっかりと受けられるものと見受けられました。

歳出全体を見ると、昨年度より 2 億 7,500 万円増となっているが、これは物価・人件費高騰も要因の一つであり、避けられない増加とも言えます。だが、それらを踏まえてか、国庫支出金、県支出金ともに予算増であり、さらに一般会計から介護給付費準備基金の繰入りで保険料が上がらないように努めていることは、市民のことを考えてこそと言えるのではないのでしょうか。

予防、生活支援をしっかりと努めていくことで医療、介護に係る負担も減少していく可能性もあり、特に令和 8 年度はゆきぐに健友館 A I が開館して、より健康寿命を延ばしていけるものとも思います。誰もがいつまでも元気で、そのようなことは不可能かもしれませんが、だがその方向へと向かっていこうと努力していくことは、何より市民の安心につながるものと私は感じております。

予算増ではありますが、将来性を加味した投資的な部分も含んでおりながら介護保険料を上がらないように努めている、令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に私は大いに賛成するとともに、皆様の賛同を求めまして、討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7 番・上村寿美子君。

○上村寿美子君 お疲れさまです。第 10 号議案 令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計について、市民クラブを代表して賛成の立場から討論に参加させていただきます。

南魚沼市では高齢化が進む一方で、高血圧や脳血管疾患が多い地域であるとも言われています。そのため、ある日突然介護が必要になるご家庭も少なくありません。だからこそ必要となときに必要な介護サービスが受けられる介護保険制度は市民の暮らしを支える大切な仕組みであると考えます。

令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計予算については、介護人材確保に重きを置きながら、居宅や施設など、市民の要望に応えるサービス提供に努めようとする予算であります。

住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる南魚沼市であることを願い、本予算に賛成することを申し上げ討論を終わります。同僚議員全員の賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 10 号議案 令和 8 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 10 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 第 12 号議案 令和 8 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 12 号議案 令和 8 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する委員長の報告は、原案可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 12 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、発議第 1 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

議会運営委員長。

○目黒議会運営委員長 それでは、発議第 1 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正について、南魚沼市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出させていただきます。

改正する点につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。5 ページをお開きください。第 2 条第 2 項第 1 号中、市民生活部を市民共生部に改め、第 2 条第 2 項第 2 号中、オとして南魚沼ブランド局の所管に関する事項を加えます。第 2 条第 2 項第 3 号中、市民生活部を市民共生部に改めさせていただきます。

附則といたしましては、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

以上で、発議第 1 号を提出させていただきます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第 1 号 南魚沼市議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第 111 条の規定によってお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和 8 年 3 月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大

変長い間ご苦勞さまでした。

〔午前 11 時 23 分〕